

株式移転に伴う当行株式のお取扱いについて

当行は、銀行法上の認可を取得し、株式会社泉州銀行と共同して株式移転(以下「本株式移転」といいます。)により、平成 21 年 10 月 1 日(木曜日)に共同持株会社(株式会社池田泉州ホールディングス)を設立する運びとなりました。

つきましては、本株式移転に伴う当行株式のお取扱いについて、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 株式会社池田泉州ホールディングス株式の割当方法

本株式移転の効力発生日の前日(平成 21 年 9 月 30 日(水曜日))の最終の当行株主名簿に記載または記録された株主の皆さまに対し、ご所有の当行普通株式 1 株につき 18.5 株の割合で、株式会社池田泉州ホールディングスの普通株式を割当交付いたします。

なお、上記の割当てに係る株主の皆さまのお手続きは特段ございません。

2. 株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式のお取扱い

本株式移転に伴い割当交付される株式が株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式(株式会社池田泉州ホールディングスの 1 単元(100 株)未満の株式)である場合、当該単元未満株式を所有される株主の皆さまは、株式会社池田泉州ホールディングスの剰余金配当に際し金銭の交付を受ける権利等、株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式に係る権利を保有されることとなります。

また、株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式を市場でご売却することはできませんが、株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式を所有される株主の皆さまにおいては、当該単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(1) 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスに対し単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(2) 単元未満株式の買増制度(100 株への買増)

株主の皆さまが所有される株式会社池田泉州ホールディングスの単元未満株式とあわせて 1 単元(100 株)となるよう、株式会社池田泉州ホールディングスの株式を売り渡すこと(以下「買増」といいます。)を請求することができる制度です。

※ただし、本株式移転後しばらくの間、買増請求の受付を停止いたします。

開始予定につきましては、口座を開設されているお取引証券会社等へお問合せください。

3. 1株に満たない端数のお取扱い

本株式移転に伴い、株式会社池田泉州ホールディングスの1株に満たない端数が割り当てられる株主の皆さまにおいては、会社法234条第1項の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する株式会社池田泉州ホールディングスの株式を一括処分し、その割り当てられる端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

処分代金は、平成21年12月上旬頃にお支払いする予定です。

4. 株主の皆さまの情報等のお取扱い

現在、当行株主名簿に記載又は記録されております株主の皆さまのご氏名、ご住所及び配当金のお受取りに関する方法等につきましては、本株式移転の効力発生日の平成21年10月1日（木曜日）をもって、株式会社池田泉州ホールディングスに一括して引き継がせていただきます。

5. 本株式移転の日程と株式のご売却等

(1) 特別口座以外の口座に記録されている株式

当行株式が記録されている口座につきましては、平成21年10月1日（木曜日）をもって当行株式の記録が抹消されるとともに、株式会社池田泉州ホールディングスの株式の増加記録が行われます。

株主の皆さまにおかれましては、平成21年10月1日（木曜日）以降、株式会社池田泉州ホールディングスの株式を売却することが可能となります。

なお、単元未満株式の買取または買増をご請求される場合は、口座を開設されているお取引証券会社等へお申出ください。

(2) 特別口座(注)に記録されている株式

当行株式が記録されている特別口座につきましても、(1)と同様、平成21年10月1日（木曜日）をもって当行株式の記録が抹消されるとともに、株式会社池田泉州ホールディングスの株式の増加記録が行われますが、特別口座に記録されている株式会社池田泉州ホールディングスの株式を売却される場合には、当該株式をお取引証券会社等の口座に事前に振り替えていただく必要がございます。

なお、単元未満株式の買取または買増をご請求される場合は、特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社へお申出ください。

(注)特別口座とは、平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化実施までに証券会社等を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預託されなかった株式について、当行が株主の皆さまのご名義で株主名簿管理人である三菱 UFJ 信託銀行に開設している口座です。

6. お問い合わせ等

ご不明な点につきましては、下記へお問合せください。

(1) 特別口座以外の口座に記録されている株式

口座を開設されているお取引証券会社等にお問合せください。

(2) 株式の一般的な事務及び特別口座に関するお問合せ

株主名簿管理人・特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料) 【受付時間 平日 9:00~17:00】

※ 当行株式の証券取引所における売買取引は、平成 21 年 9 月 24 日 (木曜日) をもって終了し、平成 21 年 9 月 25 日 (金曜日) に上場廃止となる予定です。

※ 株式会社池田泉州ホールディングスの株式の割当交付の結果につきましては、その通知書を平成 21 年 11 月中旬頃、株式会社池田泉州ホールディングスより株主の皆さまあてご発送する予定です。

以 上